昭和五十九年十月三十日 教委規則第七号

## (趣旨)

第一条 この規則は、川越市立図書館条例(昭和五十九年条例第十六号)第四条の規定に基づき、川越市立図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事業)

- 第二条 図書館は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第三条 の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。
- 一 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「資料」という。) を収集し、整理し、保存し、及び一般公衆の利用に供すること。
- 二 資料の利用相談その他の参考調査の依頼に応ずること。
- 三 他の図書館等と連絡し、協力し、資料の相互貸借を行うこと。
- 四 配本所及び分室の運営を行うこと。
- 五 講演会、講習会、展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 六 その他図書館の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(平六教委規則八・平一九教委規則一三・一部改正)

## (休館日)

第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

中央図書館、西図書館及び高階図書館

- 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たると きは、その日以後の直近の休日以外の日)
- 二 休日の翌日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときを除く ものとし、休日の翌日が休日、日曜日、月曜日又は土曜日に当たる ときは、その日以後の直近の休日及び前号に掲げる日以外の日)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日
- 四 毎月最終金曜日(休日に当たるときは、その日以前の直近の休日、 第一号及び第二号に掲げる日以外の日)
- 五 特別整理期間(年間十日以内)

川越駅東口図書館

一 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日以後の直近の休日以 外の日)

- 二 休日の翌日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときを除く ものとし、休日の翌日が休日、日曜日、火曜日又は土曜日に当たる ときは、その日以後の直近の休日及び前号に掲げる日以外の日)
- 三 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日
- 四 毎月最終金曜日(休日に当たるときは、その日以前の直近の休日、 第一号及び第二号に掲げる日以外の日)
- 五 特別整理期間(毎年十日以内)

(平一四教委規則一三・全改、平二〇教委規則二・一部改正) (利用時間)

第四条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

中央図書館、西図書館及び高階図書館

- 一 火曜日から土曜日まで 午前九時三十分から午後七時まで
- 二 日曜日及び休日 午前九時三十分から午後六時まで 川越駅東口図書館
- ー 月曜日、水曜日から土曜日まで 午前九時三十分から午後九時ま で
- 二 日曜日及び休日 午後九時三十分から午後七時まで (平一四教委規則一三・全改、平二〇教委規則二・一部改正) (入館者の心得)

第五条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 所定の場所以外に、資料を持ち出さないこと。
- 二 館内においては、静粛にするとともに、他人の図書館利用の妨げ になることのないようにすること。
- 三 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。
- 四 携帯電話による通話は所定の場所で行い、使用にあたっては他人の迷惑にならないようにすること。

(平一四教委規則六・平二〇教委規則二・一部改正)

(利用制限)

第六条 館長は、次に掲げる者に対しては、図書館の利用を禁止することができる。

- 一 この規則の規定に違反した者
- 二 館長の指示に従わない者

(損害賠償)

第七条 施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは 損傷した者は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければなら ない。

## (個人貸出し)

第八条 資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住し、 又は通勤し、若しくは通学するものとする。ただし、特別の理由に より館長が認める者は、この限りでない。

- 2 資料の貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書(様式第一号) を館長に提出し、図書貸出カード(様式第二号)の交付を受けなけれ ばならない。
- 3 同時に貸出しを受けることができる資料の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるときは、この限りでない。

資料区分	数量	貸出期間
図書	五冊以内	二週間以内
視聴覚資料	三点以内	二週間以内

4 資料の貸出しを受けた者が、特別の理由もなく貸出期間を超過し、 返納の督促に応じないとき、館長は一定期間資料の貸出しを停止す ることができる。

(平六教委規則三・平一四教委規則六・平一六教委規則六・平二〇教委規則二・一部改正)

# (団体貸出し)

第九条 資料の貸出しを受けることのできるものは、市内の事業所、 機関、又は団体とする。

- 2 資料の貸出しを受けようとするものは、図書貸出申込書(様式第一号)を館長に提出し、図書貸出カード(様式第二号)の交付を受けなければならない。
- 3 同時に貸出しを受けることができる図書は、百冊以内とし、貸出期間は、一月以内とする。ただし、特別の理由により館長が認めるときは、この限りでない。

#### (配本所及び分室)

第十条 配本所及び分室は、必要により公民館等に設置し、図書の貸出しその他の奉仕を行う。

2 同時に貸出しを受けることができる図書は、五冊以内とし、貸出期間は二週間以内とする。

(平六教委規則三・平六教委規則八・平一四教委規則六・平一六教委規則六・一部改正、平一九教委規則一三・旧第十一条繰上) (調査相談)

第十一条 資料の利用相談並びに参考調査に必要な資料の紹介及び 提供を受けようとする者は、文書、電話、ファクシミリ、電子メー ル又は口頭により、依頼することができる。

2 参考調査の範囲については、館長が別に定める。

(平一四教委規則六・一部改正、平一九教委規則一三・旧第十二条繰上)

(対面朗読)

第十二条 対面朗読は、視覚障害者に対して、資料の音訳その他の 奉仕を行う。

2 対面朗読を受けようとする者は、あらかじめ希望する日時を館長に申し出なければならない。

(平一四教委規則六・一部改正、平一九教委規則一三・旧第十三条繰上)

(中央図書館展示室等の利用)

第十三条 中央図書館長は、展示室、視聴覚ホール、講座室等(以下「展示室等」という。)を図書館業務に支障のない限り、社会教育、その他公共のために利用させることができる。

- 2 展示室等を利用しようとする者は、利用期日の七日前までに、展示室等使用申込書(様式第三号)を中央図書館長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 前項の使用申込書は、使用期日三月以前においては受付けない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるものについては、この限りではない。

(平一九教委規則一三・旧第十四条繰上、平二〇教委規則二・一部改正)

(中央図書館駐車場の利用)

第十四条 中央図書館駐車場を利用することができる自動車は、中央図書館へ来館する者の自動車とする。

- 2 中央図書館駐車場の利用時間は、中央図書館の開館時間内とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、中央図書館長は、特に必要と認めた自動車を駐車させることができる。

(平一九教委規則一三・旧第十五条繰上、平二〇教委規則二・一部改正)

(資料の複写)

第十五条 資料の複写を希望する者は、著作権法(昭和四十五年法律 第四十八号)第三十一条の規定により、文献複写を受けることができ る。

2 文献複写を受けようとする者は、資料複写申込書(様式第四号)を館 長に提出し、許可を受けなければならない。

(平一九教委規則一三・旧第十六条繰上)

(寄贈又は寄託)

第十六条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。 (平一九教委規則一三・旧第十七条繰上)

(事業報告)

第十七条 中央図書館長は、図書館の事業について、年度終了後二月以内に、前年度における概要を、教育長に報告しなければならない。

(平一九教委規則一三・旧第十八条繰上、平二〇教委規則二・一部改正)

(委任)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て館長が定める。

(平一九教委規則一三・旧第十九条繰上)

附 則

- 1 この規則は、昭和五十九年十月三十一日から施行する。
- 2 川越市立図書館規則(昭和三十九年教委規則第三十三号)は、廃止する。
  - 附 則(平成六年三月二四日教委規則第三号)
    - この規則は、平成六年四月一日から施行する。
  - 附 則(平成六年一○月三一日教委規則第八号)
    - この規則は、平成六年十一月一日から施行する。
  - 附 則(平成一一年二月一八日教委規則第六号)
    - この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
  - 附 則(平成一四年三月二五日教委規則第六号)
    - この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
  - 附 則(平成一四年七月五日教委規則第一三号)
    - この規則は、平成十四年七月二十一日から施行する。
  - 附 則(平成一六年三月二六日教委規則第六号)
    - この規則は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月二六日教委規則第一三号) この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則(平成二〇年二月二八日教委規則第二号) この規則は、平成二十年五月一日から施行する。